

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

共⑩ 定期的な認証維持審査時の品質管理実施状況説明書の簡素化と書類調査の効率化について

2013 年 3 月 29 日
JIS 登録認証機関協議会

本解釈は、定期認証維持審査時に認証取得者が提出する品質管理状況説明書の提出方法に対して適用する。

解 釈

- (1) 登録認証機関（以下、「CB」という）における書類審査工数削減の観点から、認証取得者において、初回の審査時又は先（さき）の定期審査時に提出した品質管理実施状況説明書の電子ファイルを保有している場合、そのいずれか直近の時点から品質管理体制の変更のあった部分のみを追記又は変更記入し、変更後の品質管理状況説明書一式を CB に提出するのが望ましい。
- (2) この場合、変更のあった部分を下線等で明確にすることにより、受審する工場／CB 相互のスムーズな対応も図れると考えられる。
- (3) なお、認証取得者において、品質管理状況説明書の電子ファイルを保有していない等の事由により、品質管理状況説明書のうち品質管理体制の変更があった部分のみの提出を希望する場合、CB と協議した上で品質管理状況説明書の一部の提出を省略することができる。

以 上